

声をあげよう！ 仲間を広げよう！ 人間らしく働く権利の確立をめざして！



パート・非常勤部会ニュース No. 11

大阪市北区錦町2-2 国労会館1F 大阪労連パート・非常勤部会

2010・6・14

パート法・有期雇用・最賃で労働局交渉



6月11日（金）10時から大阪労働局と交渉を行い3単産、2地域労組から11名が参加をしました。労働局からは雇用均等室長補佐、労働基準監督課の主任監督官、主任地方賃金指導官が参加をしました。

◇ パート労働法が施行され、雇用均等室としてどのように働いてきたのか？

「会社や働く人の個々の相談に応じた」「均等待遇推進プランナーが会社に出向き指導・援助を行った」「資料の配布、説明会を行った」と雇用均等室は答えました。「均等待遇推進プランナー（非常勤）は均

等待遇なのか」と問うと、雇用均等室はまともに答えることができません。均等待遇推進プランナーは「9時～16時までのパート労働者で、日給制。短大卒程度以上、普通自動車免許、できれば社会保険労務士資格のある人、雇用期間は4ヶ月以上、契約更新なし」などと、ある県では募集をしていることがわかりました。

◇09年のパート労働法の施行状況の調査、公開は？

「全国の施行状況は5月末に公表。大阪は昨年10月に1年半分を記者発表し、公表している。」

♪大阪のパート法施行状況 <http://osaka-rodou.go.jp/press/2009.12/1224kintou/1224kintou.html>

◇ 運送関係は長時間過密労働で最低賃金違反も

* ある運送店では月額114,900円で時間外運行手当を入れて30万円ぐらい。月に10～11回、朝5時から東京へ向けて出発し3日間拘束。睡眠不足も重なりメンタルになった。運送関係は長時間過密労働で最低賃金違反もある。交通事故など社会的に影響が大きい。労働者ではないと言われている場合もあり、調査をし、指導を強化して欲しい。

労働局 タクシー労働者からは2回要請を受け実態を聞いており、現在、運送関係にウェイトをおいて、監督を強化している。労働者性については形ではなく、実態で見ていく。

◇ 常用雇用だが有期雇用なので雇止め

* 3ヶ月、6ヶ月更新でも1年以上の雇用が見込まれると常用雇用。3年～16年働いてきたパート30名が常用雇用だが有期雇用なので雇止めと言われている。16年働いて時給1000円にもならない。ボーナスもない。アルバイトはパートより30分短いだけだが、有休がない。アルバイトは支店採用、パートは本店採用。新しく人を雇って、やめさせるパートに教育をさせている。

労働局 労働基準法はどんな雇用形態であれ、労働者としての権利を認めている。

◇ ハローワークは使用者の言いばかりを聞いて、労働者と話さない

- * 4年間働いていたのに、離職票には2年2ヶ月となっていた。派遣会社は契約満了という形での自己都合退職を迫った。ハローワークは会社の社会保険労務士と話をし、労働者と話をしない。自己都合か会社都合かでのトラブルが多い。雇用調整助成金をもらっている所は自己都合にする。

労働局 本人がおかしいと言えれば調査をするが、周囲の人では調査はむずかしい。

◇ 定期昇給の延長、退職金の引き上げを18年間要求し、全く改善なし

- * 定昇13年打ち切り廃止と退職金改善を18年間要求している。人事制度が入り340円まで上がるようになったが800人のうち10数名だけ。退職金は18年間1円も上がっていない。週30時間働くパートは29年間働いて退職金が85万円、正規は1213万円。パート労働法には企業の努力義務があるが、退職金について努力していると言えるのか。

労働局 バランスという点から努力義務の対象にはなるのではないかと。

◇ 基本時給は755円、配送パートは一時金と退職金こみで時給1300円

- * 時給755円+245円の配送手当で時給1000円。
一時金、退職金がなくなり、時給に組み込まれ1300円に。
最低賃金が762円になっても基本時給755円のまま。
正規と仕事は一緒、目標も一緒。「正規に一時金、退職金があれば賃金決定方式を合わせるべきではないか」と問うと、雇用均等室はまともに答えず、最低賃金の引き上げが手当減額になっていることについても答えませんでした。



交渉終了後に天満橋で最賃宣伝

◇ 正社員募集の年齢制限を内部募集で行っている

- * 外部募集では正社員の年齢制限を設けずに、内規では45歳までにしていて、希望者が応募できない。

労働局 内部募集も外向けの募集と同じにしないとイケない。

最後に、川辺議長から「同じ仕事をしていて正規にならないのは、労働基準法違反。ハローワークなど横の連携が必要。相談に来る人に労働者保護の姿勢で対応するように！」との厳しい指摘がありました。

郵政職場、週30時間未満でも正社員へ登用可能に

応募締め切り6月28日までに宣伝を強めよう！

応募資格

- ① H22年10月31日時点で勤続2年以上となる月給制契約社員
月給制契約社員としての勤続年数には、時給制契約社員の期間も含む
- ② 勤続3年以上の時給制契約社員。勤続していない空白期間が1ヶ月以内で空白期間を除いた勤続が2年以上、3年以上の場合は応募資格がある。
- ③ 週所定労働時間が30時間に満たない場合（20時間以上に限る）でも、長期にわたり勤務し、所属長が認めた場合は応募できる。



選考方法

- 一次審査（筆記試験） 適正検査及び作文試験
二次審査（面接試験） 試験会場は都道府県原則1ヶ所、交通費は自己負担

日程

- 6月15日から周知、応募締め切りは6月28日、一次審査は8月7日
二次審査は8月下旬、二次可否通知は10月上旬、11月から正社員登用

（ 郵産労 西淀川支部 チラシより ）